**確　約　書**

宮　若　市　長　様

　　　　　年　月　日付けで補助金の交付を申請した宮若市耕作不利農地改善事業について、下記事項を遵守することを確約いたします。

記

１．補助金交付対象地である農地について、今後、継続的に耕作を行い農地として活用すること。

２．宮若市耕作不利農地改善事業補助金交付要綱第１４条の規定により、当該補助事業終了の翌年度から起算して５年の期間内において、耕作を行わなかった場合は補助金を返還すること。ただし、天災により耕作が不可能な場合、及び耕作を予定していた者が、不慮の事故により耕作が困難な状態になった場合を除く。

３．高齢等の理由により今後耕作が困難になった場合、担い手等へ農地を貸しだし、農地の荒廃化を防ぐよう努力すること。

４．本事業の実施を起因とした問題等については、全て申請者の責任において解決すること。

以上

　　年　　月　　日

　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　所有者住所

　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印